

第3期
西東京市
子ども・若者
ワイワイプラン

概要版



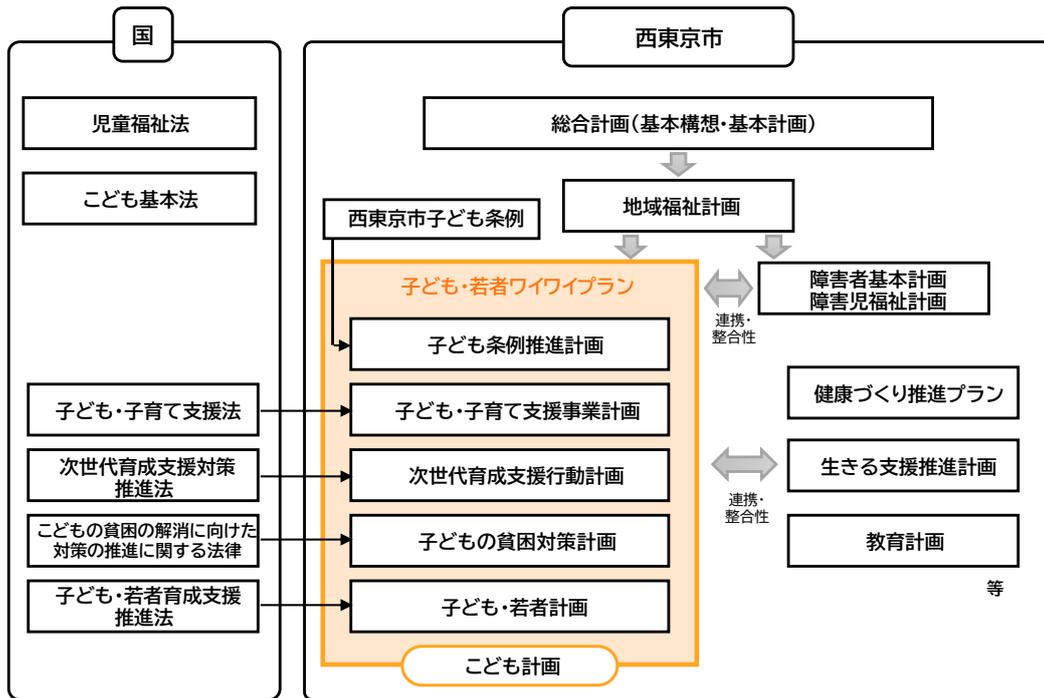
令和7年3月
西東京市

計画の概要

「子育て・子育てワイワイプラン(後期計画)」(令和2年度から令和6年度まで)の期間満了に伴い、これまでの子どもの育ちや子育て家庭の支援に関する取組の成果とこれからの課題への対応を推進するために、第3期計画として「子ども・若者ワイワイプラン」を策定します。

本計画は、こども基本法(令和5年4月施行)に基づいた、子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画、その他各法令の規定により策定する計画と一体のものとして作成することができる「こども計画」として位置づけられるものです。

<関連計画との連携>



計画の対象者

市内のすべての子ども・若者とその家庭、子ども・若者に関わる地域住民、事業者

子ども・若者の範囲は国が策定した「こども大綱」を勘案し、0歳からおおむね29歳とします。ただし、取組の内容又は必要により30歳以上の者も対象とします。

※本計画における子ども・若者の年齢区分

- ・ 子ども … 0歳から18歳未満の者
- ・ 若者 … 16歳からおおむね29歳の者

なお、子どもと若者は年齢で区切られるものではなく、重なり合う部分があります。

計画の期間

令和7年度から令和16年度までの10か年

ただし、子ども・子育て関連3法による教育や保育等の確保方策を記載した子ども・子育て支援事業計画については、令和11年度までの5か年とします。

基礎調査等からの市民ニーズ把握

子どもの意見反映のための調査等

・ 子ども会議

小学4年生から高校3年生までの30人が参加し、子ども施策について考え、居場所に関する提案や意見を発表

若者世代に対する調査

・ 若者調査

16歳から29歳までの市民を対象に、若者世代を取り巻く現状及び課題を把握

子どもや子育て家庭、子育て支援事業の利用者や関係者に対する調査等

・ 子どもの生活実態調査

小学5年生とその保護者、中学2年生とその保護者を対象に、生活の状況と必要としている支援を把握

・ 子育て支援ニーズ調査

就学前児童の保護者と小学生の保護者を対象に、教育・保育サービスなどの利用状況や子どもと子育て家庭を取り巻く状況を把握

・ ヒアリング調査

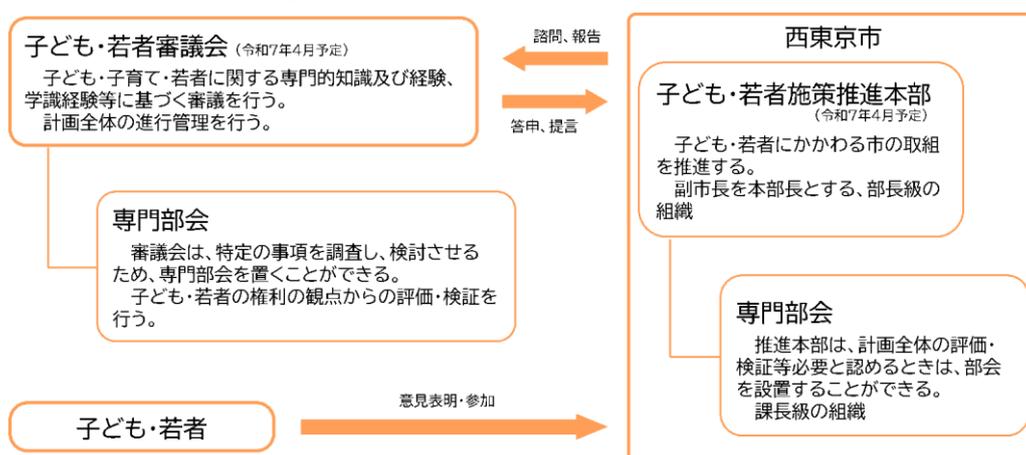
子育て支援サービスの利用者や支援者を対象に、子育てに関するニーズ、子育て家庭の意識や意見を把握

これらの調査等からの分析や意見に基づき、基本方針と取組を設定しています。

計画の推進体制

子ども・若者審議会(令和7年4月予定)及び子ども・若者施策推進本部(令和7年4月予定)において、計画の進捗状況の点検・評価を定期的に行い、施策の推進や改善につなげます。

子ども・若者の権利の保障の観点から子ども・若者審議会の専門部会において、検証を行い、市は、提言を踏まえて施策の推進や改善を図ります。子ども会議をはじめとする子ども・若者の意見を聞く場を設け、その意見が計画に反映されるように努めます。



基本理念・施策体系

本市がこれまで築いてきた基本理念を継承し、次世代を担う子ども・若者一人ひとりが輝き、心身ともに健やかに成長することができ、育まれる環境づくりをより一層推進します。

基本理念Ⅰ 子ども・若者の権利の保障

子どもも若者も多様な人格・個性を尊重し、権利を保障され、今とこれからの最善の利益が図られる権利の主体として認識し、家庭、教育・保育・子育て支援機関、地域、行政などが協力して、年齢や成長の過程に応じて意見を尊重し、自己の確立を支えていくよう取り組みます。

基本理念Ⅱ すべての子ども・若者と親への支援

支援に繋がりにくいとされる就園前の子育て家庭、発達が気になる子ども、不登校やヤングケアラーなど、様々な状況にある子ども・若者や家庭を誰一人取り残さないよう、それぞれのライフステージに応じて、社会全体で切れ目ない支援を推進します。

基本理念Ⅲ 共同の子育て

結婚・出産後も仕事と子育てを両立できるよう、単に子育てにおける女性の負担を軽くするだけでなく、子育て当事者が子育ての過程と楽しさやつらさなどその時々を共有し、子育てを通して家庭や地域での役割を担えるよう取り組みます。

基本理念Ⅳ 循環型の子育て

子どもが成長し、若い世代が自分らしく社会生活を送りながら、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、不安なくそれぞれの希望に応じた生活ができるよう、職場や地域、行政など社会全体が協力し、地域の人的環境・社会環境・自然環境の整備などを進めます。

〈 基本理念 〉

I 子ども・若者の
権利の保障

II すべての子ども・
若者と親への支援

III 共同の子育て

IV 循環型の
子育て

〈 基本方針 〉

〈 施策の方向 〉

〈 関連する
SDGs目標 〉



各基本方針の重点的な取組と施策・事業

基本理念をかなえるために取り組む方向性を基本方針として掲げます。各基本方針を効果的かつ計画的に推進するための重点的な取組を定め、達成状況を評価するための指標と令和16年度の目標を設定します。

また、各基本方針の施策の方向性に基づいた施策・事業に取り組めます。

基本方針1 子ども・若者の主体的な参加ですすめる

子ども・若者一人ひとりの違いを認め、仲間の中で自ら育とうとする力を大切にします。子ども・若者の最善の利益が尊重された施策を推進するために、意見表明や自分に関わることへの参加の機会、まちづくりに参画できる機会をつくりだします。

| 重点的な取組 ※[施策の方向性] | 指標 | 現状 | 目標 |
|--------------------------|-------------------------------|------------------------|---------------------------|
| 子どもの権利を守る仕組みと体制の充実 [1-1] | 子ども条例の認知度 | 中学2年生 71.1% (令和5年度) | 中学2年生 80.0% |
| 子ども・若者の意見表明の機会の充実 [1-1] | 市の制度や取組への子ども・若者の意見表明の参加割合 | 64.7% (令和5年度、18歳まで) | 120.0% ※子ども・若者人口に対する割合 |
| | 市の制度や取組に自分の考えを伝えられていると思う若者の割合 | 15.0% (令和6年度) | 60.0% |
| 子ども参画による事業運営の推進 [1-2-1] | 子どもが市の子ども事業に参画している割合 | 2.8% (令和5年度) | 50.0% |
| まちづくり活動の機会の充実 [1-2-1] | まちづくり活動に参加している若者の割合 | 13.4% (令和6年度) | 40.0% |

子ども条例を通して子どもの権利を周知し、子どもの頃から主体的な行動を促します。子ども・若者の意見表明や参加の機会を創出し、自らの意見が何らかの影響や変化をもたらす経験や意見を自由に表明して自分らしく育つことができる環境づくりに重点的に取り組みます。

1-1 子ども・若者の権利の尊重

- ・子どもの権利を守る仕組みと体制の充実 <重点>
- ★子ども・若者の意見表明の機会の充実 <重点> [若]
- ・子どもの権利擁護のための啓発と広報の充実
- ・人として権利を尊重する教育の推進

1-2-1 地域のシステムづくり

- ・子ども参画による事業運営の推進 <重点>
- ★まちづくり活動の機会の充実 <重点> [若]
- ★若者がチャレンジできる環境づくりの検討 [若]

- ・ 子ども・若者向け情報発信の充実 **[若]**
- ・ 青少年育成会への支援の充実
- ・ 様々な地域活動への参加や体験の拡充 **[若]**
- ・ 日本語を母語としない子どもが集える事業の運営

1-2-2 居場所づくり

- ・ 子ども・若者の居場所の充実・推進 **[若]**
- ・ 子ども参画による遊び場づくりの推進
- ・ ボール遊び等ができる身近な環境の有効活用の検討
- ・ 児童館機能の充実
- ・ 中高生・若者に特化した児童センター機能の充実 **[若]**
- ・ 学校等の活用による放課後等の居場所の充実
- ・ 子ども・若者向けの文化芸術・スポーツの振興 **[若]**
- ・ 読書環境の整備

子ども会議からの提案を反映



基本方針2 おとなになることを支える

子どもが若者となり、おとなとして社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程において、おとなとしての役割を理解し、準備できるよう、家庭・関係機関・地域・行政が一体となって、他者とのふれあいや地域とのかかわりの機会をつくります。

| 重点的な取組 ※[施策の方向性] | 成果指標 | 現状 | 目標 |
|-------------------------------|--|---|------------------------------------|
| 子ども自身が相談しやすい体制の充実 [2-1] | 子ども相談室 ほっとルームの認知度 | 中学2年生 67.3% (令和5年度) | 中学2年 80.0% |
| | 子どもLINE相談 いこいな窓口@西東京の登録者数 | 294人 (令和5年度) | 1,000人 |
| 若者の相談支援体制の充実 [2-1] | 若年こころの健康相談「こころHale・Hale@西東京市」LINE相談の登録者数 | 2,137人 (令和5年度) | 5,000人 (令和15年度) |
| 地域行事等の活性化による子ども・若者参加の推進 [2-2] | 子どもを地域の行事やお祭りに行かせる保護者の割合 | 小学5年生の保護者 90.6% 中学2年生の保護者 85.1% (令和5年度) | 小学5年生の保護者 95.0% 中学2年生の保護者 95.0% |
| | 地域の人とのかかわりがある若者の割合 | 15.9% (令和6年度) | 25.0% |

おとなへの移行の時期に抱えている悩みごとや不安などを相談しやすい体制を整えます。

また、子ども・若者が積極的に地域や社会との関わりや人と関わる機会を充実させ、心身の成長を促すことに重点的に取り組みます。

2-1 心身及び経済的な自立

- ・ 子ども自身が相談しやすい体制の充実 <重点>
- ★ 若者の自立支援事業の検討 [若]
- ★ ヤングケアラーへの支援 [若]
- ・ 入所型施設退所後の支援の検討 [若]
- ・ 社会的自立に困難を抱える子ども・若者に対する支援の検討 [若]
- ・ 子どもへの心理的支援及び福祉的支援の充実
- ・ 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える支援 [若]
- ★ 若者の相談支援体制の充実 <重点> [若]
- ・ 虐待の早期発見・早期対応、再発防止のための取組の充実
- ・ 心の悩みを抱えた子ども・若者への支援 [若]
- ・ 不登校の児童・生徒への支援
- ・ キャリア教育の推進
- ・ タバコ・違法薬物等・性感染症に対する正しい知識の普及・啓発

2-2 他者への理解とおとなの役割

- ・ 地域行事等の活性化による子ども・若者参加の推進 <重点> [若]
- ・ ボランティア活動の機会の充実 [若]
- ・ インターンシップ制度による高校生、大学生の子育て体験の充実 [若]
- ・ 情報リテラシーの育成と情報モラル教育の充実
- ・ 若い親世代への支援の実施 [若]

基本方針3 子育て家庭の支え合い

父母になる男女が親になる過程を協力してともに歩めるよう、子育て家庭を地域全体で支えるとともに、子育て家庭同士の支え合いをつくり、子育ての喜びを共有できるようなまちづくりを目指します。

| 重点的な取組 ※[施策の方向性] | 成果指標 | 現状 | 目標 |
|---------------------------|-----------------------------------|---|--|
| 子育てひろば事業の充実 [3-2] | 子育てひろばの認知度 (就学前児童の保護者) | 72.0% (令和5年度) | 90.0% |
| 子育て支援・相談に関する情報提供の充実 [3-2] | 市の子ども施策や子育てに関する情報を公式LINEで知る保護者の割合 | 小学5年生の保護者 6.9% 中学2年生の保護者 5.5% (令和5年度) | 小学5年生の保護者 25.0% 中学2年生の保護者 25.0% |
| | 子育て応援アプリ「いこいこ」を利用している保護者の割合 | 32.3% (令和5年度) | 60.0% |

子育て家庭が気軽に交流・相談できる環境や、地域で見守る体制の充実を図ります。また、子育て支援や相談に関する情報提供に重点的に取り組みます。

3-1 子育て意識の育成

- ・ 父親の育児参加の推進
- ・ 仕事と子育ての両立に関する啓発
- ・ 子育てに関する学習機会の充実
- ・ 栄養・食生活に関する教育・相談の実施
- ・ 親子のふれあいを通じた学びの充実
- ・ 地域の子育て意識の醸成

3-2 支え合いの場の充実

- ・ 子育てひろば事業の充実 <重点>
- ・ 子育て支援・相談に関する情報提供の充実 <重点>
- ・ 育児・子育て相談事業の充実
- ★ 地域子育て支援センターの活用
- ・ 保育園園庭開放の推進
- ・ 子育ての仲間づくり、子育て支援団体・グループ等の支援の充実
- ・ 子育て相談担当者の研修事業の充実

基本方針4 市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築や地域全体で子育て家庭を見守る体制づくりを進めます。また、子ども・若者、子育て当事者、市民、事業者等の様々な主体の視点で子育て支援の取組を考え、「子育て」と子ども自身が自らの力で心身ともに成長する「子育て」を推進します。

| 重点的な取組 ※[施策の方向性] | 成果指標 | 現状 | 目標 |
|--------------------------------|-----------------------------|---|--|
| 地域の人材活用の推進 [4-1-1] | 子どもを通じて地域とのつながりが感じられる保護者の割合 | 就学前児童の保護者 56.3% 小学生の保護者 64.7% (令和5年度) | 就学前児童の保護者 80.0% 小学生の保護者 80.0% |
| 妊娠期から子育て期にわたる総合的相談・支援の実施 [4-2] | 一人ぼっちで子育てをしていると感じている保護者の割合 | 就学前児童の保護者 31.6% 小学生の保護者 30.1% (令和5年度) | 就学前児童の保護者 0%を目指す 小学生の保護者 0%を目指す |

子どもの発達段階やライフステージに合わせた切れ目のない支援や家庭の状況に応じた伴走型支援の相談体制を充実します。また、すべての子どもが安心して育つことができるよう、社会全体で子どもの育ちを支えられるよう安心・安全な環境づくりに重点的に取り組みます。

4-1-1 子どもと家庭の支援

- ・ 地域の人材活用の推進 <重点>
- ・ 幼・保・小・中学校の交流・連携の推進
- ・ 子育て短期支援事業(ショートステイ)の充実
- ・ 既存の施設を活用した待機児童への対策
- ・ 幼稚園等園児保護者の負担軽減補助の実施
- ・ 子どものための次世代教育の推進
- ・ 防犯対策・通学路等の安全確保の実施
- ・ 子ども家庭センターの運営
- ・ 多様な保育ニーズへの対応
- ・ ホームヘルパー派遣事業の推進
- ・ 子どもの医療費の負担軽減及び児童手当の実施
- ・ 親子で参加できる事業や地域行事の開催
- ★ 子育て関連施設の環境整備
- ・ 里親制度(養育家族)の推進

4-1-2 障害のある子どもを育てる家庭の支援

- ・ 発達支援の入り口としての相談から、フォローアップまでを行う事業の展開
- ・ 障害のある子どもに対する幅広い専門性に基づく発達支援・家族支援の充実
- ・ 医療的ケア児への支援の充実
- ・ 障害のある子どもの療育・教育相談・就学相談事業の推進
- ・ 障害児保育の充実
- ・ 幼稚園における障害のある子どもの受入れの促進
- ・ 障害のある子どものいる家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進
- ・ 施設緊急一時保護事業の実施
- ・ 障害のある子どもを育てる家庭のレスパイトケア機能の実施

- ・ 障害のある子どもがいる世帯への手当の充実
- ・ 障害者、異年齢世代との交流事業の推進
- ・ 特別支援教育の充実
- ・ 障害のある子どもの放課後等の居場所の充実
- ・ 市外にある特別支援学校への通学者に対する取組の充実

★ 新 保育所等訪問支援事業の実施

4-1-3 多様な文化的背景を持つ子どもと子育て家庭の支援

- ・ 日本語適応指導の充実
- ・ 外国語による情報提供の充実
- ・ 外国語の翻訳サービス機能の充実
- ・ 外国人の子育て家庭における社会参加の促進
- ・ 外国語本の整備の継続

4-1-4 ひとり親家庭の支援

- ・ 母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進
- ・ ひとり親家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進
- ・ 母子・父子家庭自立支援給付金支給事業の推進
- ・ 母子保護の実施
- ・ ひとり親家庭等医療費助成事業及び児童扶養手当・児童育成手当の実施
- ・ 母子及び父子福祉資金貸付事業の充実

★ 新 養育費確保支援事業

4-2 保健・医療

- ・ 妊娠期から子育て期にわたる総合的相談・支援の実施 **<重点>**
- ・ 母子保健と保育の連携強化
- ・ 訪問型相談の充実
- ・ 母子健康手帳交付及び乳幼児健診の活用による母子保健の推進
- ・ 予防接種についての普及啓発の充実
- ・ 保健所との連携強化による母子保健サービスの推進
- ・ かかりつけ医・かかりつけ歯科医の推進
- ・ 小児医療体制の充実

4-3 災害への対応を想定した環境づくり

- ・ 子ども自身が災害対応能力を高めるための教育の推進
- ・ 子どもを守るための家庭と地域と市との連携の強化
- ・ 乳幼児に特有の生活必需品の備蓄の確保

子ども・子育て支援事業計画(第3期) 《子ども・若者ワイワイプラン 第6章》

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要に係る「量の見込み」と、これに対応した供給を行うための「確保の内容」と「実施時期」を定めます。

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

教育・保育の提供区域

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて、市域全体を1つの提供区域として設定しています。大きな需要が新しく発生した場合や、著しい利用状況の変化が起こった場合は、各地域の課題に応じて施設整備を検討するなどの適正な対応を図ります。

認定の区分

保護者から教育・保育の利用申請があった子どもについて、市町村は、子どもの年齢や保育の必要性から、次の3区分(1号・2号・3号)に認定します。教育・保育の量の見込みは、これらの区分ごとに算出することとなっています。

<認定区分と提供施設>

| | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 |
|----------------|--------|--------------------------|------------------------|------------------------|----------|
| | | 3歳以上 | 3歳以上 | | 3歳未満 |
| 対象となる子ども | | 保育の必要性なし (幼児期の学校教育のみ) | 保育の必要性あり (教育のニーズあり) | 保育の必要性あり (教育のニーズなし) | 保育の必要性あり |
| 利用 可能 施設 | 幼稚園 | | | | |
| | 保育所 | | | | |
| | 認定こども園 | | | | |
| | 地域型保育 | | | | |

教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

| 認定区分 | 量の見込み・ 確保内容 | 令和7年度 (初年度) | 令和11年度 (計画最終年度) |
|--|----------------|----------------|--------------------|
| 1号認定(3歳~5歳)(保育不要・教育希望) | 量の見込み | 1,416人 | 1,115人 |
| 2号認定(3歳~5歳)(保育必要・教育希望) | 量の見込み | 682人 | 513人 |
| 1号認定(3歳~5歳)(保育不要・教育希望) 2号認定(3歳~5歳)(保育必要・教育希望) | 確保内容 | 2,098人 | 1,628人 |
| 2号認定(3歳~5歳)(保育必要・保育希望) | 量の見込み | 2,376人 | 2,405人 |
| | 確保内容 | 2,376人 | 2,556人 |
| 3号認定(0歳~2歳)(保育必要・保育希望) | 量の見込み | 2,291人 | 2,340人 |
| | 確保内容 | 2,080人 | 2,362人 |

量の見込みに対しては、2号・3号認定(0歳から5歳まで)に係る保育について、将来的な子どもの人口や保育ニーズの変化も踏まえながら、認定こども園化の支援や公立園の施設更新など、既存の教育・保育施設を最大限に活用するとともに、教育(幼稚園)の希望が強い2号認定(3歳から5歳まで)については、幼稚園の預かり保育の充実を図るよう補助制度を継続し、周知を進めることで対応していきます。

教育・保育の質の確保のための取組

- ・ 保護者への負担軽減事業費補助の継続
- ・ 認定保育所の事業者及び保護者への支援継続
- ・ 私立幼稚園への助成の継続
- ・ 私立幼稚園等入園料補助金による保護者支援
- ・ 一時預かり事業・預かり保育事業への補助の継続
- ・ 保育・地域支援の質の確保と向上

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

 : 法改正により創設された事業

| 事業名 | 事業内容 | 量の見込み・確保内容 | | 令和7年度 | 令和11年度 |
|---------------------------|--|------------|-------|-----------|-----------|
| ①利用者支援事業 | 子育て家庭や妊産婦に、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の情報提供、相談、助言などを行い、関係機関との連絡調整を行います。 | 特定型 | 量の見込み | 1 か所 | 1 か所 |
| | | | 確保内容 | 1 か所 | 1 か所 |
| | | 基本型 | 量の見込み | 5 か所 | 5 か所 |
| | | | 確保内容 | 5 か所 | 5 か所 |
| | | 地域子育て相談機関 | 量の見込み | 5 か所 | 5 か所 |
| | | | 確保内容 | 5 か所 | 5 か所 |
| こども家庭センター型 | 量の見込み | 1 か所 | 1 か所 | | |
| | 確保内容 | 1 か所 | 1 か所 | | |
| ②地域子育て支援拠点事業 | 地域子育て支援センター、児童館、子育てひろばで、子育ての相談や情報提供、子育て中の親子の交流、遊び場の提供を行います。 | 量の見込み | | 90,251 人日 | 75,103 人日 |
| | | 確保内容 | | 94,096 人日 | 94,096 人日 |
| ③時間外保育事業 (延長保育事業) | 保育所において、通常の保育時間を超えて保育を行います。 | 量の見込み | | 1,450 人 | 1,450 人 |
| | | 確保内容 | | 1,450 人 | 1,450 人 |
| ④放課後児童健全育成事業 | 学童クラブの整備(学校の特別教室等を一時的に学童クラブの育成室として利用するタイムシェア含む)および放課後子ども教室で、地域の方々の参画を得て、さまざまな体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供します。 | 学童クラブ | 量の見込み | 2,985 人 | 3,237 人 |
| | | | 確保内容 | 2,500 人 | 2,500 人 |
| | | その他事業 | 量の見込み | 893 人 | 893 人 |
| | | | 確保内容 | 975 人 | 1,285 人 |
| ⑤子育て短期支援事業 (ショートステイ) | 保護者が病気や介護などの理由により、家庭での養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設で子どもの保護を行います。 | 量の見込み | | 233 人日 | 222 人日 |
| | | 確保内容 | | 233 人日 | 222 人日 |
| ⑥乳児家庭全戸訪問事業 | 乳児のいるすべての家庭に、保健師、助産師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供や保健指導を行います。 | 量の見込み | | 1,347 人 | 1,346 人 |
| | | 確保内容 | | 1,347 人 | 1,346 人 |
| ⑦養育支援訪問事業・要保護児童等の支援に資する事業 | 育児不安を抱えている家庭などに訪問し、育児・家事などの支援や相談支援と、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。 | 量の見込み | | 81 人 | 79 人 |
| | | 確保内容 | | 81 人 | 79 人 |
| ⑧子育て世帯訪問支援事業 | 訪問支援員が家事・子育てに不安を抱える子育て家庭などに訪問し、家事・子育てなどの支援により、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぎます。 | 量の見込み | | 228 人 | 271 人 |
| | | 確保内容 | | 228 人 | 271 人 |
| ⑨児童育成支援拠点事業 | 児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路などの相談支援、食事の提供などを行います。 | | | | |

| 事業名 | 事業内容 | 量の見込み・確保内容 | | 令和7年度 | 令和11年度 |
|---------------------------------|---|----------------|-------|----------------|-----------|
| ★ ⑩親子関係形成支援事業 | 若年妊婦と若年ママを対象とした情報交換や相談を行います。 | 量の見込み | | 10 人日 | 10 人日 |
| | | 確保内容 | | 10 人日 | 10 人日 |
| ⑪一時預かり事業 (預かり保育) | 保護者が仕事やレスパイトなどにより、家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を、幼稚園や保育所などで一時的に預かります。 | 幼稚園 (1号・2号) | 量の見込み | 118,600人日 | 118,600人日 |
| | | | 確保内容 | 118,600人日 | 118,600人日 |
| | | その他 (幼稚園以外) | 量の見込み | 16,034 人日 | 14,639 人日 |
| | | | 確保内容 | 16,034 人日 | 14,639 人日 |
| ⑫病児・病後児保育事業 | 急な病気となった児童(病児)や病後回復期の児童(病後児)が、教育・保育施設に通えないなどの場合に、病院の専用スペースなどで看護師などが一時的に保育を行います。 また、児童の保育中の体調不良に緊急的な対応するため民間、保育所に看護師などを配置します。 | 病児・病後児保育 | 量の見込み | 3,195 人日 | 2,962 人日 |
| | | | 確保内容 | 6,446 人日 | 6,446 人日 |
| | | 体調不良児対応 | 量の見込み | 1,761 人日 | 1,761 人日 |
| | | | 確保内容 | 1,761 人日 | 1,761 人日 |
| ⑬子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) | 児童の預かり、送迎時の支援などを希望するファミリー会員と、支援を行うサポート会員の相互援助活動に関する連絡・調整を行います。 | 量の見込み | | 1,816 人日 | 1,667 人日 |
| | | 確保内容 | | 1,816 人日 | 1,667 人日 |
| ⑭妊婦健康診査事業 | 妊娠している方に対して、妊婦健康診査を行います。 | 量の見込み | | 1,239 人 | 1,238 人 |
| | | 確保内容 | | 1,239 人 | 1,238 人 |
| ⑮実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 低所得世帯又は多子世帯の子どもの保護者が教育・保育施設等に支払う給食の食材料費及び物品の購入費などを助成します。 | 量の見込み | | 247 人 | 227 人 |
| | | 確保内容 | | 247 人 | 227 人 |
| ⑯多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。 | | | | |
| ★ ⑰妊婦等包括相談支援事業 | 妊娠届出時、乳児家庭全戸訪問などにおいて、出産や育児などに関する継続的な情報発信や、必要な支援につなぐ相談支援を行います。 | 量の見込み | | 4,041 回 | 4,038 回 |
| | | 確保内容 | | 4,041 回 | 4,038 回 |
| ★ ⑱乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) | 全ての子育て家庭に対して、就労要件を問わず通園できる新たな支援事業です。 令和7年度は準備期間とし、令和8年度から実施します。 | 0 歳児 | 量の見込み | 8人日 (令和8年度) | 24 人日 |
| | | | 確保内容 | 8人日 (令和8年度) | 24 人日 |
| | | 1 歳児 | 量の見込み | 8人日 (令和8年度) | 16 人日 |
| | | | 確保内容 | 8人日 (令和8年度) | 16 人日 |
| | | 2 歳児 | 量の見込み | 7人日 (令和8年度) | 19 人日 |
| | | | 確保内容 | 7人日 (令和8年度) | 19 人日 |
| ★ ⑲産後ケア事業 | 退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポートなどを行い、産後も安心して子育てができるよう支援します。デイサービスとショートステイを実施します。 | デイサービス | 量の見込み | 715 人日 | 843 人日 |
| | | | 確保内容 | 715 人日 | 843 人日 |
| | | ショートステイ | 量の見込み | 532 人日 | 627 人日 |
| | | | 確保内容 | 532 人日 | 627 人日 |

■相談や支援に関する事業 ■地域拠点に関する事業 ■預かり(保育)に関する事業 ■産前産後の支援に関する事業 ■その他の事業

第3期西東京市子ども・若者ワイワイプラン(概要版)

発行年月:令和7年3月

発行:西東京市子育て支援部子育て支援課

東京都西東京市南町五丁目6番13号

電話:042-460-9841(直通)



西東京市



いこいな
©シンエイ/西東京市



リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

